

国土交通省 四国地方整備局
徳島河川国道事務所長 佐々木 一英 殿

特定非営利活動法人 コモンズ
代表理事 喜多 順



「吉野川流域住民の意見を聴く会」の運営について（意見）

「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行におけるファシリテータの中立性・独立性確保のための協定書（平成 18 年 6 月 30 日、国土交通省徳島河川国道事務所～コモンズ間で締結）の「3. 詳細事項（2）コモンズの責務」に基づき、「吉野川流域住民の意見を聴く会」の運営に係る意見を、下記のとおり提出します。

記

1. 協定書の抜粋

協定書「2. 用語の定義」より

○「住民の意見を聴く会」の運営：

- ・ 「住民の意見を聴く会」における、参加者募集、テーマの決定、参加者への説明内容、日程の決定、会場の決定、意見情報整理、意見情報の公開の方法など、「住民の意見を聴く会」の実施に係る企画・運営に関わること

○「住民の意見を聴く会」の進行：

- ・ 「住民の意見を聴く会」における、順序と時間配分、意見の収集方法、参加者間での意見の相互認識の方法など、当日の「住民の意見を聴く会」の進行に関すること

協定書「3. 1 基本事項、(2) 役割」より

- ・ 国土交通省は、「住民の意見を聴く会」の運営を担当します。
- ・ コモンズは、「住民の意見を聴く会」の進行を担当します。

協定書「3. 2 詳細事項（2）コモンズの責務」より

- ・ コモンズは、「住民の意見を聴く会」の進行を的確に実施するため必要がある場合には、「住民の意見を聴く会」の運営について、国土交通省に書面等により意見を提出することができます。

2. 意見の内容

(1) 住民の意見を聞く会における意見交換について

平成18年7月8日から平成19年2月11日の間に第1回及び第2回の「吉野川流域住民の意見を聴く会」（以下、「住民の意見を聴く会」）が、追加開催を含め吉野川の上流域・中流域・下流域の6会場で開催されました。

これまで開催された「住民の意見を聞く会」では、参加者からたくさんの意見が表明されていますが、その中には、深まりのある意見交換が出来る場を求める声も多く出されています。

また、以下の主な項目については、国土交通省と「住民の意見を聞く会」参加者間で、十分な意見交換ができていないとの指摘があった、とコモンズは判断しています。

参加者により指摘された国土交通省との十分な意見交換ができていない主な項目

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①河川整備計画策定への影響の観点から、第十堰の現在の調査状況と今後の検討について②河川整備事業の実施順序の明確化について③流域全体の河川整備のあり方（直轄区間外や支川を含む）について④整備計画素案に記述が無い、あるいは少ない項目への対応について（例えば、具体的な環境目標の設定と環境改善の方法、景観や歴史を配慮した工法（多自然工法、伝統工法）の活用、河川整備における流域住民の参加など）⑤河川整備計画における意見反映の方法（意見反映のプロセス）について |
|--|

(2) 住民の意見を聞く会の場の改善について

- ・ コモンズは、(1)に対応する「住民の意見を聴く会」の場の改善を国土交通省に求めます。
- ・ 「住民の意見を聴く会」の場がこれまでと同じ方式で行われた場合、上記(1)に示された参加者の懸念や不安は解消できず、「十分な意見交換の場の確保は困難」である、とコモンズは判断します。「十分な意見交換の場の確保が困難」な場合、「意見交換の場の進行」は困難となります。
- ・ コモンズは、「住民の意見を聴く会」の場が「十分な意見交換の場」として改善されない場合、コモンズによる「住民の意見を聴く会」の「進行」を休止します。

以上